

5歳児健診の概要

福島市こども家庭課作成

妊婦健診、乳幼児健診等の現状について

母子保健法上の取り扱いおよび地方交付税措置等の状況について

(母子保健法上の各種健診の規定)

- 母子保健法では、健康診査について **12条(義務)** と **13条(任意)** に規定している。
- 12条(義務)** では、市町村は「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」を実施しなければならないとしている。

(地方交付税措置等の状況)

- 12条(義務)** の「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」については、地方交付税措置されている。
- 13条(任意)** の「**妊婦健診**」「**3～6か月児健診**」「**9～11か月児健診**」「**新生児聴覚検査**」などについては、地方交付税措置、「**1か月児健診**」「**5歳児健診**」については、国庫補助を行っている。
- また、母子保健法に規定がない**新生児マススクリーニング検査(20疾患)**についても、地方交付税措置されている。

12条(義務)

1歳6か月児健診

3歳児健診

13条(任意)

妊婦健診

3～6か月児健診

9～11か月児健診

新生児聴覚検査

Ex)妊産婦健診
(一般・歯科) など

1か月児、5歳児健診
(国庫補助)

その他健診

規定なし

新生児マススクリーニング
(20疾患を対象)

地方交付税

母子保健法(抄)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1 歳 6 か月児」及び「3 歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3 から 6 か月頃」及び「9 から 1 1 か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1 か月児」及び「5 歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1 か月児」及び「5 歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1 か月頃の乳児 及び ② 5 歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1 か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5 歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- （1）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （2）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価：① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診（法定健診）以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、5歳児健診の標準化・体制整備が必要。（4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%（令和3年度母子保健課調べ））
- 特別な配慮が必要な児に対して早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されており、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。

5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約（過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等）
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】

医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

専門相談

保護者との共有

- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制（受け皿）を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- 医療のキャパシティ強化 ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- 福祉との連携強化 ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化（障害報酬を含む）
- 教育との連携強化 ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

参考資料について

- 5歳児健康診査マニュアル

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/nod-e/basic-page/field-ref-resources/d4a9b67b-acbd-4e2a-a27a-7e8f2d6106dd/76581079/20240422_policies_boshihoken_tsuuchi_2024_27.pdf

- 5歳児健診ポータル

<https://gosaiji-kenshin.com/>

- 【通知】5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/nod-e/basic-page/field-ref-resources/d4a9b67b-acbd-4e2a-a27a-7e8f2d6106dd/f964642a/20240422_policies_boshihoken_tsuuchi_2024_26.pdf



令和6年11月19日に公開

※令和6年度こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「こどもの健やかな成長・発達のためのバイオフィソサイコソシアルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）からの切れ目のない支援の推進のための研究」
（研究代表者：永光 信一郎）

